

様式4

南相馬市監査委員公表第1号

平成29年12月25日付け南相馬市監査委員公表第12号で公表した監査結果報告について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき南相馬市長から平成30年1月24日付け29財第1044号により措置の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成30年1月25日

南相馬市監査委員 林 秀 之

南相馬市監査委員 今 村 裕

様式2

監査結果に係る措置通知書

総務課	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>平成28年度に開催された情報公開審査会及び個人情報保護審査会に係る委員費用弁償費については、相当期間において伝票処理がされず、支払が遅延し過年度支出となった。</p> <p>会議に係る費用弁償費については、速やかに支払われなければならないが、費用弁償費を支出することについての認識を欠いており、また出納整理期間中においても未執行であることに気づかず、過年度支出となったものである。これは、地方自治法第208条に規定されている会計年度独立の原則に反するものであり、不適切な処理である。</p> <p>今後については、会計年度内に支出できるよう事務処理を見直すとともに、会計事務の適正な執行が図られるよう取り組まれない。</p>	<p>財務処理の適正化に努めるため注意喚起を行った。また、情報公開審査会及び個人情報保護審査会終了後には、速やかに報酬及び費用弁償費を支出することをマニュアル化し、確認を徹底すること。更には、情報公開審査会及び個人情報保護審査会を開催した月末には、予算整理簿により、予算の執行が適切に行われていることの確認をするよう再発防止に努めるようにした。</p>